

信濃川水系流域委員会中流部会 傍聴規定（案）

第1条（目的）

本規定は、信濃川水系流域委員会中流部会公開規定第3条に基づき、信濃川水系流域委員会中流部会（以下、「部会」という。）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

第2条（受付）

事務局は傍聴受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴受付にて申し込みを行うものとする。なお、傍聴許可は受付先着順とし、許可人数は傍聴席の数までとする。

2 受付の開始は、部会開始予定時刻の30分前よりとする。

第3条（入室）

傍聴受付で申し込みを完了し、傍聴を許可されたもの（以下、「傍聴人」という。）の会場への入室は、部会の開始までとし、部会の開始後の入室は原則認めない。なお、傍聴人以外の入室は認めない。

第4条（部会の傍聴）

傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 部会の撮影、録画をしてはならない。（ただし、冒頭での頭取りを除く）
- ② 部会の録音をしてはならない。
- ③ 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ④ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ⑤ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑥ ビラ等の配布を行ってはならない。
- ⑦ みだりに傍聴席を離れてはならない。
- ⑧ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑨ 前号までの行為のほか、部会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱したりする行為をしてはならない。

第5条（退場等の措置）

部会は、前条の規定に違反した傍聴人に対しては、退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

第6条（その他）

本規定の変更や本規定に定めのない事項については、部会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和２年　　月　　日より施行する。